

## 指名停止措置について

### 1 指名停止措置業者名

業者名	代表者氏名	住所
協業組合 竹内・新輝	代表理事 森田 純生	高知県高知市九反田13番11号

### 2 指名停止措置期間

平成26年5月29日 ～ 平成26年7月28日 (2ヶ月間)

### 3 措置対象区域

四国森林管理局管内(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)

### 4 指名停止の理由

協業組合竹内・新輝及び中村建設株式会社は、四国地方整備局中村河川国道事務所が発注した「平成26年度中村管内橋梁補修外工事」及び同土佐国道事務所が発注した「平成26年度鎌田改良工事」、「平成26年度唐谷地区外改良工事」の入札にあたり、同業者間で工事費内訳書に関して入札心得に違反して情報交換を行ったことが認められた。

このことは、発注者との信頼関係を損なう不正又は不誠実な行為であり、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号の措置要件に該当するため。

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

平成26年5月29日

四国森林管理局長 浅川 京子



お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課(2階) TEL 088-821-2060